2　高齢任意加入被保険者が第八十七条の二第三項第一号の書類の提出を行つた場合は、高齢任意加入被保険者に係る同様の届出があつたものとみなす。

3　第八十七条の二第八項の規定は、第一項の申出、届出その他の行為について準用する。

第八十七条の三第一項中「前条第一項から第七項までの規定により提出を受けた書類」を「第八十七条の二第一項から第七項まで、第八十七条の二の二第三項及び前条第一項の規定により提出を受けた届出又は書類（第八十七条の二第九項の規定により提出された電磁的記録を含む。）並びに第九十六条の二の六第三項、第九十六条の四第一項、第九十六条の六の三第三項、第九十六条の八第一項、第百二十条第三項及び第百二十条の四第四項の規定により通知を受けた事項」に、「の計算」を「及び第二号厚生年金被保険者等であつた期間」に、「その他」を「、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに厚生年金保険の標準報酬月額及び厚生年金保険の標準賞与額その他」に、「決定」を「裁定又は決定」に改め、同条第三項中「前条第二項又は第五項の規定により履歴書又は」を「第八十七条の二第五項の規定により」に、「当該履歴書又は組合員期間等証明書）及び退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。）」を「当該組合員期間等証明書）及び年金決定関係書類」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第七項」を「第八十七条の二第七項」に、「当該前歴報告書」を「組合員長期原票、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十条第一項に規定する組合員原票及び同規程第九十二条第一項に規定する組合員期間等証明書（以下「組合員原票等」という。）並びに退職又は障害を給付事由とする年金である給付の決定に関し必要な書類（これらの年金である給付を受ける権利を有する者に係るものに限る。以下この条において「年金決定関係書類」という。）を当該前歴報告書」に、「組合員長期原票を」を「組合員原票等及び年金決定関係書類を」に、「当該組合員長期原票」を「当該組合員原票等及び年金決定関係書類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連合会は、前項の組合員長期原票に平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者とみなされた期間に係る前項の規定により組合員長期原票に記載することとされた事項と併せて記載して整理しなければならない。

第八十七条の三に次の一項を加える。

5　第三項の規定による地方の組合から連合会への組合員長期原票等及び年金決定関係書類の送付並びに前項の規定による連合会から地方の組合への書類の送付は、前二項の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる。

第八十七条の三の次に次の一条を加える。

（厚生年金保険法による被保険者に関する原簿）

第八十七条の四　第二号厚生年金被保険者等（第二号厚生年金被保険者等であつた者を含む。以下この条において同じ。）について、厚生年金保険法第二十八条の規定を適用する場合においては、第八十七条に規定する組合員原票及び前条に規定する組合員長期原票を同法第二十八条に規定する原簿とみなす。この場合において、同条に規定する主務省令で定める事項は、前条第一項に規定する長期給付の裁定又は決定に関し必要な事項のうち、第二号厚生年金被保険者等の種別及び厚生年金保険の標準賞与額の決定の基礎となつた賞与の支払年月とする。

第八十九条中「後期高齢者医療の被保険者等」という。）であつた者で引き続き短期給付に関する規定の適用を受ける組合員となつたもの、継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの又は」に、「私立大学派遣検察官等という。）」を「私立大学派遣検察官等」という。）若しくは」に改め、「又は継続長期組合員であつた者で引き続き組合員の資格を取得したもの」を削る。

第九十三条第一項中「後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員」を「後期高齢者医療の被保険者等となつたとき、継続長期組合員の資格を取得したとき又は交流派遣職員」に、「、私立大学等複数校派遣検察官等」を「若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」に改め、「又は継続長期組合員の資格を取得したとき」を削る。

第九十五条第二項第二号及び第九十五条の二第二項第二号中「、交流派遣職員」を「又は交流派遣職員」に、「、私立大学等複数校派遣検察官等」を「若しくは私立大学等複数校派遣検察官等」に、「又はラグビー派遣職員」を「若しくはラグビー派遣職員」に改める。

第九十六条中「給付を同時」を「給付（厚生年金保険給付を除く。）を同時」に、「運営規則」を「この省令に定めるところによるほか、組合（退職等年金給付にあつては、連合会）の運営規則」に改める。

第九十六条の二第一項中「第四十二条第二項」を「第四十条第五項」に改め、同条第三項中「第四十二条第七項」を「第四十条第十項」に改め、同条第四項中「第四十二条第九項」を「第四十条第十二項」に、「育児休業等」を「育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第五項中「第四十二条第十一項」を「第四十条第十四項」に、「産前産後休業」を「産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十一項を削り、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、「標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。次項から第十一項まで及び第九十六条の六において同じ。）」を「標準報酬」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「第一項から第五項まで」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　組合は、継続長期組合員を使用する事業主が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該事業主より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬（同項に規定する標準報酬をいう。第八項から第十一項まで並びに第九十六条の六において同じ。）のうち同法第四十条第一項に規定する標準報酬月額を参酌して当該継続長期組合員の標準報酬を決定し又は改定するものとする。

第九十六条の二の次に次の五条を加える。

（第二号厚生年金被保険者等である組合員の標準報酬月額の決定等）

第九十六条の二の二　第二号厚生年金被保険者等について、厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定により当該組合員の厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定するときは、当該厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定は、法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項又は第十四項の規定による当該組合員の標準報酬の決定又は改定と同時に行うものとする。

2　前項の規定により厚生年金保険法第二十一条から第二十三条の三までの規定による厚生年金保険の標準報酬月額を決定し又は改定する場合においては、前条第一項から第五項まで（同条第七項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。）の規定による標準報酬の決定又は改定に係る基礎届を厚生年金保険の標準報酬月額の決定又は改定に係る基礎届とみなす。

3　第二号厚生年金被保険者等が継続長期組合員又は交流派遣職員、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員若しくはラグビー派遣職員である組合員となつた場合における前条第六項及び第八項から第十一項までの規定の適用については、これらの規定中「標準報酬を決定」とあるのは、「標準報酬及び厚生年金保険法第二十一条第一項に規定する標準報酬月額を決定」とする。

（第二号厚生年金被保険者等が育児休業等を終了した際の標準報酬月額の改定に係る申出）

第九十六条の二の三　第九十六条の二第四項の規定は、第二号厚生年金被保険者等が、厚生年金保険法第二十三条の二第一項の規定による厚生年金保険の標準報酬月額の改定を希望する旨の申出について準用する。この場合において、第九十六条の二第四項中「法第四十条第十二項」とあるのは「厚生年金保険法第二十三条の二第一項」と、「標準報酬の改定」とあるのは「標準報酬月額の改定」と、「標準報酬を」とあるのは「標準報酬月額を」と、「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と読み替えるものとする。